

# 令和 6 年度 公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団 職員選考試験要項

令和 6 年度公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団職員の選考試験を、次のとおり実施します。

## 1. 公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団の概要

名古屋フィルハーモニー交響楽団は昭和 41 年に結成され、昭和 48 年に名古屋市の出捐により財団法人となり、平成 24 年に公益財団法人に移行し現在に至っています。

交響管弦楽による音楽芸術の普及向上を図り文化の発展に寄与することを目的とし、愛知県芸術劇場コンサートホール及び Niterra 日本特殊陶業市民会館フォレストホールを主会場に、定期演奏会をはじめ年間約 110 回の演奏会を行っています。

## 2. 本選考試験について

この選考試験の合格者は、まず嘱託職員として委嘱され、その後、嘱託職員としての勤務成績が優秀な方は、所定の試験を経て財団職員に登用されます（「6. 勤務条件」を参照）。

## 3. 選考区分、採用予定人員、受験資格等

### (1) 選考区分、採用予定人員、主な職務内容

選考区分	採用予定人員	職務内容
職員 (嘱託職員)	1 名	ステージ・マネージャー及び演奏事業に係る業務、 その他事務局長が特に指定する業務

### (2) 受験資格

受験資格 A、B のいずれかに該当する方。

受験資格 A	四年制の大学または短大を卒業した者（令和 7 年 3 月卒業見込みの者を含む）で、音楽・楽譜・楽器に関する基礎知識がある者
受験資格 B	最終学歴が高卒（令和 7 年 3 月卒業見込みの者を含まない）で、音楽・楽譜・楽器に関する基礎知識がある者

### (3) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4. 選考方法と受験手続

受験資格により選考方法と受験手続が異なります。

受験資格A（四年制の大学または短大卒）の方は【別紙1】をご確認ください

受験資格B（最終学歴が高卒）の方は【別紙2】をご確認ください

## 5. 採用までの手順と手続

採用時期は、別途通知する所定の手続きを経た後、財団と合格者による協議により令和7年1月1日～令和7年4月1日の間において定めることを予定しています。

受験資格及び試験申込書記載事項を調査した結果、受験資格がない場合、または試験申込書記載事項に不正がある場合は、合格が取り消されることがあります。

## 6. 勤務条件

### (1) 委嘱期間

委嘱日から1年間です。

なお、勤務成績により最長2年まで委嘱期間が更新されます。

嘱託職員としての勤務成績が優秀な方は、所定の試験を経て財団職員に採用されます。

ただし、職務内容については、嘱託職員の職務内容とは異なる場合があります。

※ 財団職員は60歳定年となります。

### (2) 勤務時間、週休日、有給休暇等

ア 勤務時間は午前9時から午後5時45分までで、休憩時間（1時間）を除いて実働7時間45分です。オーケストラのスケジュール上、日によっては、午前10時から午後6時45分まで、午後0時45分から午後9時30までに勤務時間に変更になります。また、1ヶ月単位の変形労働制となる場合があります。

イ 勤務時間は1ヶ月を平均し、1週につき38時間45分です。

ウ 超過勤務が発生する場合があります。

エ 週休は、1週間に2日、又は4週間を通じて8日です。

その他に、国民の祝日、年末年始休暇があります。

オ 年次有給休暇は1年度につき20日（4月1日採用の場合。採用月により付与日数が異なります。）です。その他に特別休暇、臨時休暇制度があります。

### (3) 勤務場所

名古屋フィルハーモニー交響楽団事務局（名古屋市音楽プラザ4階）

#### (4) 給与等

- 給与 大学卒初任給 222,100 円  
(令和 6 年 8 月 1 日現在。前歴加算の制度があります。)  
ただし、嘱託職員の委嘱期間中は、月額 216,000 円となり、前歴加算や昇給はありません。  
また、「短大卒」及び「高卒」の合格者の正式採用後の昇給については、その算定を行った場合の給与月額が嘱託職員の給与月額を超えることとなった場合以降に適用され、それ以前においては嘱託職員の月額と同額が支給されます。  
※ 財団の経営状況等により変動する可能性があります。  
※ 給与関係の規程改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- 諸手当 通勤手当、超過勤務手当、賞与（令和 5 年度実績 4.5 月／年）
- 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の各種保険制度に加入

#### 7. 申込先（問合せ先）

〒460-0022 名古屋市中区金山一丁目 4 番 10 号 名古屋市音楽プラザ 4 階  
公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団事務局 総務部  
TEL : 052-322-2774 FAX : 052-322-3066  
メール : [soumu@nagoya-phil.or.jp](mailto:soumu@nagoya-phil.or.jp)  
ウェブサイト : <http://www.nagoya-phil.or.jp/>